

特集 STOP!! 児童虐待

～11月は児童虐待防止月間～

さしのべた
その手がごどもの
命綱

近年、新聞やテレビなどで児童虐待の報道が多くなりました。幼い子どもの命が犠牲になる悲劇が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

日常の子育ての中で「自分のしていることは虐待？」とか「もしかしたら虐待してしまいかも」と不安になることはありませんか？また、「あの家の様子はどうもおかしい」と気になることはありませんか？

今回の特集では、児童虐待の実態とそれを防止する取り組みを紹介します。

未来を担う子どもたちの笑顔を守るため、私たちに何ができるか一緒に考えてみませんか。

問 子育て支援課(内線166)

それはSOSのサインかも

子どもたちの小さなサインや家庭（大人）の様子を気に留めてみてください。こうした兆候がある場合は虐待が疑われます。



いまなら間に合う！

皆さんの一本の電話で、尊い命を「いま」なら救うことができるのです。

児童虐待の連絡、子育ての不安や悩みの相談は

児童相談所全国共通ダイヤル
☎0570-064-000

全国どこからでも近くの児童相談所につながります。

子育て支援課

☎54-1111(内線166)

または 東濃子ども相談センター

☎23-1111(代表)

一人で悩まないで

事例

またたいてしまった
子どものことはもちろん誰よりも愛しています。でも私が疲れているときに夜泣きし、泣き止まないときはイライラしてしまい頭や体をたたいてしまいます。駄目だとは分かっていますが、自分の感情をコントロールできなくて、こんなこと友達にも相談できないし。この先もっとひどいことをしてしまいそうだと不安です。

相談しましょう

子育て中は誰でも不安な気持ちになるものです。そんな時は一人で悩まず、不安な気持ちを誰かに話してみてください。応援してくれる人があなたの周りにいませんか？市の相談窓口もあります。

子どもに向かって上げたその手で、受話器を取って電話をかけましょう。

児童虐待とは

児童虐待とは、保護者が18歳未満の子どもに対して行う虐待のことで、たとえ親が「しつけのためにやった」と思っている、子どもの心や体が傷つく行為なら、それは虐待です。児童虐待は次の通り、大きく分けて4つのタイプがあります。虐待を受けた子どもの心の声とともに紹介します。

身体的虐待
子どもの身体に危害を加えたり、戸外に閉め出すなど子どもの健康や生命に危険を及ぼす行為

心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対する暴力など、子どもの心に傷を与える行為

性的虐待
子どもへの性的行為や、性的行為を見せること、ポルノの被写体にする行為

ネグレクト（養育放棄）
食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど、養育を放棄し子どもの健康や生命に危険を及ぼす行為

虐待は子どもへの発達に悪影響
親がたとえ愛情を持っていたとしても、「しつけ」のために行ったとしても、気持ち・目的に関係なく、子どもの心身に悪影響が生じれば虐待であると考えています。虐待を受けて育つと、身体はもとより、知能や情緒の面でも発達が遅れ、無気力や無感動の子どもになる確率が高いといわれています。特に自分をコントロールする自律性や、やる気などの自主性が育たないため、依存的で自分に閉じこもりがちになります。他人との感情的な触れ合いも不得意となり、表現能力も乏しくひがみやすくなり、すぐ「カッ」と切れやすく破壊的・暴力的になりやすいといわれます。そしてその子が大人になったとき、自分が受け



早期発見・通告を
「虐待をする親はひどい親だ」「厳罰を」という考え方もあります。私たちは、通告があると48時間以内に子どもの安全確認と家庭訪問をしていますが、虐待した親の中には暴力的な人はほとんどいません。身内や親戚の支援も受けられず、知人や近所のつながりも弱く孤立している場合が多く、話を聞いてみると「大変だなあ」と感じ、暗い気持ちになって帰ることがたびたびあります。私たちは虐待した親を責めるために家庭を訪問するのはではなく、どんな支援ができるかを探るために訪問しています。

虐待によって、取り返しのつかない大けがや死亡という事態になると、親は犯罪者となり処罰を受けることとなります。早期発見・通告は、子どもを救うことはもとより、親を救うことにもなるのです。

